

県といたしましては、引き続き、健診の必然性等を積極的に広報するとともに、市町国保が行う受診勧奨等の取組に対して、調整交付金による財政支援を行うなど、二層推進して参りたいと考えています。

② ジェネリック医薬品の普及促進について

ジェネリック医薬品は、開発コストが抑えられるため薬価は新薬の2割から7割程度であり、これを使用することにより、患者にとっても、医療保険を運営する自治体等の保険者にとっても、負担の軽減につながります。

厚生労働省もジェネリック医薬品の使用をより促進するため、今年度から処方箋の様式を改めています。

本県もジェネリック医薬品の普及促進を医療費適正化計画に掲げ、今年度の取組の状況、並びに今後どのように進めていこうと考えているかを伺います。

答弁者：健康福祉局長

ジェネリック医薬品の普及促進の取組といたしまして、今年度より新たに、利用促進に具体的に取り組む市町国保に対しまして、調整交付金により支援する仕組みを導入しております。

一方で、医療関係者等から、品質、供給体制、あるいは、情報提供体制に関する問題点が指摘されているところですが、県としては、今年度、「広島県後発医薬品使用推進協議会」を設置して、県内におけるジェネリック医薬品の使用を促進する上

での課題を整理するとともに、平成21年度中に使用促進計画を策定して、ジェネリック医薬品の普及促進に努めることにしています。

③ レセプトオンライン化の取組について

平成23年度から原則として診療報酬請求をオンライン化することを国は決めており、事務の効率化に加え、医療の質の向上にも寄与することが期待されています。

また、請求事務が効率的かつ綿密になることが期待されています。さらに波及効果として最も期待されるのが、医療の実態が正確に分かることで、医療の質の向上にもつながると考えられます。

本県の医療費適正化計画にレセプトオンライン化は位置づけられています。県が、県的基本的な考え方を伺います。

答弁者：健康福祉局長

レセプト請求のオンライン化は、医療機関の診療報酬に係る事務処理の軽減、それから迅速化、審査支払機関の審査の効率化重点化など、医療保険事務全体の効率化を図ることなどを目的としたものであり、更には保険者が行う住民に対する健康づくり事業への活用等も図られるものと考えています。

しかし、対応が困難な医療機関の存在などの課題もあり、国及び関係団体等において調整が進められています。県としては、医療機関の実態を踏まえながら、保険者や審査支払機関等によるレセプトオンライン化への

取組が円滑に推進されるよう、必要な助言・指導を行って参りたいと考えています。

3 障がい者雇用対策

① 障がい者の雇用状況及び雇用の確保について

景気の後退による雇用環境悪化の影響が障がい者の働く現場におよんでいます。

厚生労働省の調査によると、全国の昨年6月時点の障がい者雇用率は1.59と過去最高を記録しました。

本県の障がい者雇用率も1.70と4年連続で上昇し、法定雇用率まであと0.1ポイントのところまで改善したことは、これまでの取組の成果として評価したいと思います。

しかし、昨年の秋以降は解雇が急増していると聞いています。

本県における障がい者の解雇や就職への影響はどのような状況であるのか、また今後の障がい者の雇用の確保に向けてどのように対応するのかを伺います。

答弁者：商工労働局長

雇用環境の悪化によりまして、県内で解雇された障がい者の方々は、今年1月末で41人というところで、既に昨年度の14人を大幅に上回っている状況です。就職者数も1,019人、前年同期から8.2%の減という状況にあります。

このような情勢を踏まえて広島労働局と連携をし、経済6団体を

訪問して、雇用の維持・拡大を要請をいたしたところです。

今後とも、経済団体が参画している「広島県障がい者職場定着支援等連絡会議」等を通じて事業主の理解と協力を求め、雇用の維持に努めて参りたいと考えています。

障がい者を取り巻く雇用環境が一層激しくなる中、就業中の障がい者が職場で働き続けることができるよう、本人と企業双方に対する支援を行っているジョブサポーターの役割は、益々重要になっていきます。

② 障がい者ジョブサポーターの養成と活用状況について

ジョブサポーターの養成状況と職場における活用状況について伺います。

ジョブサポーターにつきましては、企業内サポーターが96人、派遣型サポーター64人が県内で働いておられる障がい者の方々の職場定着を支援しています。

答弁者：商工労働局長

企業内サポーターは、障がいのある社員が働きやすい環境づくり、職場への適応、あるいは仕事の円滑化等に効果を上げています。各企業から評価をいただいております。

また、派遣型サポーターは、これまで延べ500回を超える利用実績があり、就職前の実習支援、就職後の支援に加えて定期的に職場訪問をすることにより、職場定着や就業意欲が向上するなどの成果を取めているところです。

今後は、就労支援ネットワークの

強化を図り、ジョブサポーターの支援が機動的・効果的に行われるように努めたいと考えております。

③ 障がい者雇用促進法の改正を踏まえた障がい者雇用の促進について

障がい者雇用納付金制度は、創設以来、障がい者雇用の促進に効果をあげています。

昨年12月に障がい者雇用促進法の一部改正法が成立し、来年7月から現行の201人以上の企業までこの制度の適用範囲が拡大されます。

県では障がい者雇用の二層の促進を図るために今後どのように取り組んでいくのか伺います。

答弁者：商工労働局長

今回の法改正を踏まえて中小企業における障がい者雇用の促進を一層図る必要があると考えています。国でも中小企業に対して奨励金を支給する制度を創設することになっていますので、こういった制度の周知に努めて参りたいと考えています。

また、年度内に策定する第2期の広島県障がい福祉計画に盛り込む障がい者の雇用促進に向けた諸施策を推進をいたしますとともに関係機関と連携をしながら障がい者合同就職面接会の開催や障がい者雇用に関するトップセミナーでの事業主への啓発などにより、一人でも多くの障がい者の方が就業に繋がりますよう取り組んで参ります。

④ 授産活動の現状について

約3,500人が県内各地の授産施設等において授産活動、いわゆ